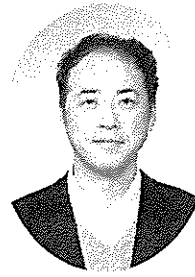


キャリア権の時代

【第1回】



法政大学大学院
政策創造研究科
教授

石山 恒貴

NPO法人キャリア権推進ネットワーク
「キャリア権推進研究会」

幸福を追求する権利
キャリア権という言葉をお聞きになったことがあるだろうか。この言葉は、現在少しずつ知られてきており、その意義も認知されつつある。ただ、残念ながら、まだ広く理解され活用されているとは言えない。本連載では、キャリア権の定義、求められる理由、企業や働く人に対するメリットについて、企業事例や、NPO法人キャリア権推進ネットワークの活動事例などを通して、できるだけ分かりやすく解説したい。

キャリア権とは、諏訪康雄・法政大学名誉教授が提唱した概念である。端的に言えば、「働く人が、その人生(ライフキャリア)に大きな位置を占める職業生活(職業キャリア)を通して、自己実現し、幸福を追求する権利」と説明することができる。つまり、働く人がキャリアを形成しようとするための活動全般を支援する、理念としての権利である。

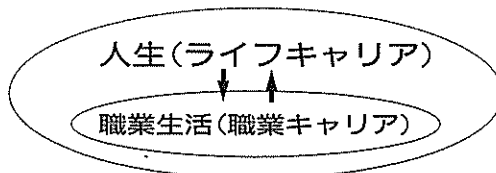
働く人とは、雇用されている人に限ったものではなく、自営業なども対象であり、働く形態にかかわらず適用される。また、生涯を通じて適用される概念であるため、職業生活の準備段階、現時点で

職に就いていない場合などであっても適用される。当然のことながら年齢・性別・国籍にかかわらず適用される。詳細は第2回以降の連載で説明するが、個人の尊重と幸福追求権という憲法上の権利に基づく概念であるため、働く人すべてに適用されるように適用範囲が広範になる。

働く人すべてが対象となる。例えば「キャリア組」という言葉は組織における「幹部候補生」を意味し、高度な資格を指してキャリアと表現することもある。キャリア権におけるキャリアは、このような特定の資格、肩書などに限定した内容を意味しない。働く人すべてに適用される権利であるので、人が職業を通して自分らしく(各人の価値観、能力、個性に合致した)満足できる経歴、自己実現できる経歴を歩むことをキャリアと考えている。つまり、キャリア権におけるキャリアとは職業生活(職業キャリア)と人生(ライフキャリア)とを指している。キャリア権は職業生活(職業キャリア)と人生(ライフキャリア)とを指している。キャリア権は職業生活(職業キャリア)と人生(ライフキャリア)とを指している。

自分らしい経歴歩む 職業を通じた成長が目標

■職業生活(職業キャリア)と人生(ライフキャリア)



出所)NPO 法人キャリア権推進ネットワーク『ブックレット キャリア権を知らう』2013年